

岡 税 管 第 6 1 7 号
平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日

事業所各位

岡山市長 大 森 雅 夫

租税条約適用に関する届出書の提出について

平素より、市税行政につきまして格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当市では、平成 2 8 年度給与支払報告書のご提出をお願いするに際して、当市の把握する情報を印刷した総括表を送付するとともに、課税事務を見直し、改善を図っているところです。

これまで給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に租税条約適用に関する記載があれば市・県民税を免除としてきましたが、租税条約等の規定により市・県民税の免除を受けようとする場合に、届出書の提出を必要としていることが分かりました。

つきましては、適正な課税の為に必要な資料ですので、租税条約適用に関する届出書のご提出にご理解とご協力をお願いいたします。同封の届出書につきましては、平成 2 8 年度給与支払報告書と併せてご提出ください。

なお、岡山市のホームページにも届出書を掲載いたします。複数名該当する場合には同封の届出書をコピーしていただくか、またはホームページから印刷してご提出ください。

～参考～

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する省令

第 1 1 条 （住民税の免除を受ける者の届出）

租税条約が住民税（道府県民税、都民税、市町村民税及び特別区民税をいう。以下この条において同じ。）についても適用がある場合には、（中略）当該租税条約の規定に基づき住民税が免除されることとなる所得（中略）を有する場合において、当該所得につき住民税の免除を受けようとするときは、当該年度の初日の属する年の 3 月 1 5 日までに（中略）届出書を、当該年の 1 月 1 日現在における住所所在地の市町村長（特別区長を含む。）に提出しなければならない。この場合において、当該届出書を提出する者が同条第一項に規定する学生、事業、職業若しくは技術の修習者又は交付金等の受領者であるときは、当該届出書にそれぞれ（中略）書類を添付しなければならない。

提出先・問合せ先

〒 7 0 0 - 8 5 4 4

岡山市北区大供一丁目 2 番 3 号

岡山市財政局課税管理課

市民税特別徴収係

0 8 6 - 8 0 3 - 1 1 6 8 （直通）